

三浦市週休 2 日制確保工事試行要領（土木工事）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、三浦市が発注する土木工事（港湾関係工事を除く。）の工事現場における週休 2 日制を確保する工事（以下「週休 2 日制工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（現場閉所による週休 2 日制工事における用語の定義）

第 2 条 第 4 条第 1 項第 1 号の現場閉所による週休 2 日制工事の方式において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

（1）通期の週休 2 日

工事現場において、対象期間内で 4 週 8 休以上の現場閉所日を設けることをいう。

（2）月単位の週休 2 日

通期の週休 2 日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では 4 週 8 休以上に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、4 週 8 休以上を達成しているものとみなす。

（3）完全週休 2 日

月単位の週休 2 日を達成し、かつ対象期間の全ての週において、現場閉所日を土曜日及び日曜日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所日を設けることをいう。

ただし、受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を指定することができるものとする。

なお、1 週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」を基本とする。

（4）4 週 8 休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上となる状態をいう。

（5）現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入、仮設工事等を開始した日をいう。

（6）現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

（7）対象期間

週休 2 日制工事において、週休 2 日に取り組む期間のことであり、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

ただし、年末年始休暇 6 日間及び夏季休暇 3 日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業期間など、発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

（8）現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

（交替制による週休2日制工事における用語の定義）

第3条 次条第1項第2号の交替制による週休2日制工事の方式において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

（1）通期の週休2日

工事現場において、対象期間内で休日率が4週8休以上となることをいう。

（2）月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で休日率が4週8休以上となることをいう。

（3）完全週休2日

月単位の週休2日を達成し、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日確保する取組をいう。

（4）4週8休以上

対象期間内の休日率が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。

（5）現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入、仮設工事等を開始した日をいう。

（6）現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

（7）対象期間

週休2日制工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から現場完成日までの、技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

ただし、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業期間など、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

（8）休日率

現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めることができるものとする。

（発注方式）

第4条 発注方式は、発注者指定型とし、次のいずれかの方式とする。

（1）現場閉所による週休2日制工事

工事現場で現場閉所日を設ける「現場閉所」による週休2日に取り組むことを、発注者が指定する方式をいう。

（2）交替制による週休2日制工事

工事現場で技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保する「交替制」による週休2日に取り組むことを、発注者が指定する方式をいう。

（対象工事）

第5条 週休2日制工事の対象となる工事は、設計金額が130万円（税込）以上の市が選定した工事であり、原則、現場閉所による週休2日制工事とし、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、交替制による週休2日制工事とすることができる。また、現場閉所による週休2日制工事として発注した場合において、受注者が交替制による週休2日制工事を希望するときは、現場着手日より前に受発注者間で協議した場合に限り、交替制による週休2日制工事に変更することができる。

ただし、次の条件のいずれかに該当する工事は本試行の対象としない。

（1）社会的要請等により早期工事完成が望まれる工事

- (2) 災害復旧工事等、緊急を要する工事
- (3) 作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がある工事
- (4) その他、対応が困難と発注者が判断した工事

(週休2日の達成基準)

第6条 現場閉所による週休2日の達成の判断は以下のとおりとする。

(1) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所率が、4週8休以上の水準に達していることをもって判断する。

(2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で現場閉所率が、4週8休以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では4週8休以上の水準に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

(3) 完全週休2日

完全週休2日に達成は、月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての週(月曜日から日曜日までを基本とする)において、土曜日及び日曜日に現場閉所されたことをもって判断する。ただし、受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

2 交替制による週休2日の達成の判断は以下のとおりとする。

(1) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、4週8休以上の水準に達していることをもって判断する。

(2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、4週8休以上の水準に達していることをもって判断する。

(3) 完全週休2日

完全週休2日の達成は、月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%(2日/7日)以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、夜間工事の場合は曜日を跨ぐため、作業に着手した日を作業日とし、週7日の夜間のうち、週2回の夜間で休みを取得していれば、休日率が28.5%(2日/7日)以上の水準の状態とみなす。

(現場閉所による週休2日制工事の実施)

第7条 週休2日制工事の実施にあたっては、次の各号を取り組むものとする。

- (1) 受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。
- (2) 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画工程を示した週間工程表を監督員に提出する。
- (3) 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」(別紙1)を、翌月の5日までに監督員に提出する。ただし、4月分及び12月分については翌月の10日までに監督員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、原則として、工事完成届提出日の20日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」(別紙1)及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」(別紙2)を作成し、監督員へ提出する。
- (5) 受注者は、公衆の見やすい場所に、週休2日制工事である旨を明示する。記載内容は「記載内容の例」(別紙5)を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

2 当初の設計金額において、「三浦市週休2日制確保工事試行要領補足事項(土

木工事)」(以下「補足事項」という。)(別添)により月単位の週休2日の経費補正を行う。

完全週休2日の現場閉所を達成した場合には、工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を増額変更する。また、月単位の週休2日の現場閉所が達成できなかった場合には、工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

- 3 完全週休2日を達成した場合には、「補足事項」(別添)により工事成績評価に反映する。

なお、月単位の週休2日が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、「補足事項」(別添)により減点するものとする。

(交替制による週休2日制工事の実施)

第8条 週休2日制工事の実施にあたっては、次の各号に取り組むものとする。

- (1) 受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。
- (2) 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画工程を示した週間工程表を監督員に提出する。
- (3) 受注者は、当月分の「休日確保実績報告書」(別紙3)を、翌月の5日までに監督員に提出する。ただし、4月分及び12月分については翌月の10日までに監督員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、原則として、工事完成届提出日の20日前までに、最終月の「休日確保実績報告書」(別紙3)及び対象期間全体の「休日確保履行報告書」(別紙4)を作成し、監督員へ提出する。
- (5) 受注者は、公衆の見やすい場所に、週休2日制工事である旨を明示する。記載内容は「記載内容の例」(別紙5)を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

- 2 当初の設計金額において、「補足事項(土木工事)」(別添)により月単位の週休2日の経費補正を行う。

交替制による完全週休2日の現場閉所を達成した場合には、工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を増額変更する。また、月単位の週休2日の現場閉所が達成できなかった場合には、工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

- 3 完全週休2日を達成した場合には、「補足事項」(別添)により工事成績評価に反映する。

なお、月単位の週休2日が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、「補足事項」(別添)により減点するものとする。

(その他)

第9条 「現場閉所実績報告書」(別紙1)、「現場閉所履行報告書」(別紙2)、「休日確保実績報告書」(別紙3)、「休日確保履行報告書」(別紙4)及び週間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評価の修正等の措置を行う。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年7月1日以降に公告する週休2日制工事に適用する。
- 2 この要領の施行前に、公告した案件については、なお、従前の例による。

三浦市週休２日制確保工事試行要領補足事項（土木工事）

１ 現場閉所による週休２日制工事

(1) 経費補正の実施（要領 第６条第２項 関係）

現場閉所による週休２日制工事の当初の設計金額において、下表の経費に月単位の週休２日の係数を乗じた補正を行うものとする。また、完全週休２日を達成した場合には、下表の経費に完全週休２日の係数を乗じた補正を行うものとする。

現場閉所実績	補正係数			
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
完全週休２日 (全週現場閉所率 28.5%(2日/7日)以上)	1.02	—	1.02	1.03
月単位の週休２日 (全月現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上)	1.02	—	1.01	1.02

※材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

(2) 工事成績評定への反映（要領 第６条第３項 関係）

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行うものとする。

現場閉所実績	加点
完全週休２日	１点

現場閉所実績	減点
明らかに月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合	－１点

２ 交替制による週休２日制工事

(1) 経費補正の実施（要領 第７条第２項 関係）

交替制による週休２日制工事において、当初の設計金額において、下表の経費に月単位の週休２日の係数を乗じた補正を行うものとする。また、完全週休２日を達成した場合は、完全週休２日の経費補正を行うものとする。

休日確保実績	補正係数			
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
完全週休２日 (全週休日率 28.5%(2日/7日)以上)	1.02	—	—	1.03
月単位の週休２日 (全月休日率 28.5%(8日/28日)以上)	1.02	—	—	1.02

※材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

(2) 工事成績評定への反映（要領 第7条第3項 関係）

休日確保実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行うものとする。

休日確保実績	加点
完全週休2日	1点

休日確保実績	減点
明らかに月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合	－1点

別紙 1

年 月 日 ~ 年 月 日

履行確認	
対象日数	日
現場閉所 日数	日
現場閉所率	%

通期の週休 2 日 (累計状況)	
対象日数	日
現場閉所 日 数	日
現場閉所率	%
☐ 通期の週休 2 日達成 ☐ 未達成	

月単位の週休2日※	
先月までの 月単位の週休2日 達成状況	
今月までの 通期の週休2日 達成状況	
今月の現場開所率 達成状況	
今月の現場開所 日数達成状況 ※	
☐ 月単位の週休2日達成 ☐ 未達成	

※暦上の土日の閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所日を設定している場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

※月単位の週休2日を達成し、かつ、原則土曜日及び日曜日を現場閉所日等とする。

年 月 日

三浦市長

現場閉所履行報告書

商号又は名称 _____

受注者 代表者役職及び氏名 _____

所 在 地 _____

電 話 番 号 _____

現 場 代 理 人 _____

主任(監理)技術者 _____

次のとおり、週休2日制工事の実施結果を報告します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
対 象 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
達 成 状 況	

詳細は裏面のとおりです。

(注) 2部作成し、各々保管する。

(裏面)

[illegible]

休日確保実績報告書

発注担当部局	
工事名	
工事場所	
契約工期	～
受注者名	
受注者所在地	

対象期間 _____ ~ _____

現場代理人 _____

主任(監理)技術者 _____

電話番号 _____

[illegible]

※「会社名」、「氏名」、「休日確保状況」欄に記入する。（“休”：休日、“-”：対象期間外、空欄：対象期間）

※元請会社の対象日数は技術者、技能労働者及び現場代理人の従事期間の日数とする。

※下請け企業は施工体制台帳上の工期日数を基本とするが、技術者、技能者及び現場代理人の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

※技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提示すること。

※対象者数に応じて、行の追加削除を行うこと。

年 月 日

三浦市長

休日確保履行報告書

商号又は名称 _____

受注者 代表者役職及び氏名 _____

所 在 地 _____

電 話 番 号 _____

現 場 代 理 人 _____

主任(監理)技術者 _____

次のとおり、週休2日制工事の実施結果を報告します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
対 象 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
達 成 状 況	

詳細は裏面のとおりです。

(注) 2部作成し、各々保管する。

(裏面)

[illegible]

記 載 内 容 の 例

1 現場閉所によるモデル工事

週休 2 日制に取り組む工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休 2 日の確保に取り組む工事です。

発注者：三浦市役所 ○○課
受注者：

2 交替制によるモデル工事

週休 2 日制に取り組む工事（交替制）

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、工事従事者毎に交替で週休 2 日の確保に取り組む工事です。

交替制のため、現場は休工（閉所）しない場合があります。

発注者：三浦市役所 ○○課
受注者：